

第75回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成28年11月22日（火）16:00～18:05

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子、河井 啓希、関根 敏隆

【専門委員】

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神

奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課：阿向課長、佐藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

5 概 要

- 第72回人口・社会統計部会（平成28年10月17日、家計調査の審議に係る第1回部会）における家計簿の様式変更に係る審議のうち、更に確認が必要とされた一部事項について、調査実施者からの説明を基に審議を行った。その結果、確認事項については、おおむね理解が得られたが、本調査における各種ポイントを利用した商品の購入に係る取扱いについては、改めて説明の上、整理することとされた。
- 家計簿の様式変更に合わせて計画されている「新旧家計簿の並行使用」について、調査実施者の説明を基に審議を行った。その結果、並行使用の必要性については、おおむね理解が得られたものの、並行使用に伴う利用者に対する情報提供の方法等については、再度、調査実施者から説明することとされた。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 第1回部会において示された宿題事項への回答

ア 「1 試験調査結果について」

- 試験調査の結果も活用しつつ、変更計画の検討が行われたことについて、詳細な情報を基に確認したことは有益であった。

イ 「2 全国消費実態調査から得られた経験」

- 全国消費実態調査の電子調査票における自動チェック機能の主な事例が示されているが、収入に対して支出が多過ぎる場合などもチェック可能なのか。
→ そのようなチェックは自動で行うのではなく、審査段階で人の目を通して行っている。
- 電子調査票の自動チェックが厳しすぎると、オンライン回答していた世帯が紙調査票に戻ってしまう場合もあると思うが、そのような状況も把握しているのか。
→ 把握はしている。自動チェックの設定に当たっては、厳し過ぎると利用が低調となり、逆に緩すぎるとチェックの意味がないことから、そのバランスが難しいところである。

ウ 「3 調査員の関与」

- 世帯主の配偶者がパート・アルバイトで収入を得ている場合、結果としてその収入を十分に把握できていないという理解でよいのか。
→ 世帯主の配偶者については、雇用形態が正規の職員・従業員以外の割合が高いが、パートやアルバイトの場合、勤め始めの月は収入がないため記載がないというケースもある。したがって、単純にパートやアルバイトの収入の記載が漏れている割合が高いとまでは言い切れない。
- 今回新たに設けられる「口座への入金（給与・年金等）」欄の収入項目のプレプリントは「本給」、「扶養手当」などとなっているが、これは正規の職員・従業員の給与明細が念頭におかれているものと思われる。働く時間に応じて収入が変動するパートやアルバイトの者にとってはイメージが異なるため、今回の変更によっても記載が漏れる可能性が高いのではないか。
→ 実際のパートの明細表の表記を確認したところ「基本支給額」といった表記となっており、「本給」とイメージが大きく異なるというわけではないと判断したところである。
- 世帯全体の収入を正確に把握する上からも、配偶者の収入を把握することは重要であることから、記載漏れが生じることがないよう、注記すること等を検討いただきたい。
- 世帯主の収入の伸びが期待できない経済状況において、世帯収入の伸びが期待されるのは、配偶者による部分であると思う。その把握徹底について、何ら

かの対応をお願いしたい。

→ 調査票の記入の手引きなどで注釈を付記するなど、正確な状況把握ができるよう検討してまいりたい。

エ 「4 調査事項について」

- ・ 奨学金をもらっている場合は収入として記載するのか。奨学金は債務にあたるため、返済については通常の支出とは区別すべきではないか。
 - 調査対象世帯に奨学金をもらっている学生がいれば、奨学金は収入欄に記載することになる。また、返済については、通常の支出とは区別している。
- ・ 学歴の把握が難しいことは理解しているが、一方で学歴を聞かれることに違和感はないという人が増えているというデータもあるので、本調査を含め、今後検討していっていただきたい。
 - 学歴と世帯属性の関係については、国勢調査によって把握されている。家計調査において、学歴を把握することまで必要であるかについては、慎重に検討することが必要である。
 - 家計と学歴には密接な関係があるのではないか。今すぐ追加を求めるものではないが、学歴については調査しにくいという前提に立つのではなく、国際比較可能性等も考慮して検討していただきたい。
 - 家計調査での把握は難しいのかもしれないが、全国消費実態調査での把握等も含めて考えていただければと思う。
- ・ 家計簿にプレプリントする項目については、記入状況を踏まえて隨時入替えしていくことが望ましいが、入替えについて一定の基準を設けておけば、機動的に対応できるのではないか。
 - プレプリントする項目の入替えについては、適時適切に行いたいと考えているが、例えば、「記入率が何%を超したら入替えをする」という数値的な基準を設けると、逆に柔軟性を欠く場合も出てくると考える。
 - 基準の設定については、他の統計調査との関係もあり、直ちに実現はできないと思うが、一つの提案として受け止めたい。

オ 「5 家計簿の記入に疑義が生じると思われる事案についての対応」

- ・ マイレージで航空券を入手した場合の説明は理解できるが、マイレージは航空券以外の商品（非売品のものもある。）や他のポイントに交換することも可能である。その場合、航空券のように価格を調べることは容易ではないと思うが、そうした場合、調査世帯がどこまできちんと家計簿に記入をしているか疑問である。
 - マイレージを他のポイントに交換する場合、お金の動きはないため記載不要であるが、商品に換えた場合には記載が必要となる。なお、今回の変更で、調査項目から「もらい物」を削除することとしている。これまで「もらい物」に

ついても市場の価格に換算してもらっていたが、一定の把握ができており、ポイントを用いた商品交換についても、金額の換算は可能ではないかと考えている。

- 本調査については、「この部分はしっかりと把握が可能」、「この部分は注意が必要」など、メリハリが必要ではないか。統計委員会においても、現金以外の購入の把握充実について意見が出ている。
 - ポイントによる商品の入手だけでなく、キャッシュレス化が更に進んだ場合、現在の紙の調査票でどこまで把握できるかという問題もある。今回、本調査でもオンライン調査を導入するが、今後レシート読み取り機能を始めとするオンライン調査の機能をいかに充実していくかが重要と考える。また、Fintechの進展に伴い、金融機関と連携したデータの把握等の可能性も検討していきたい。そういった意味で、今回の変更を一里塚として、次のステップに進んでいきたい。
 - 家計調査において、ポイントによる商品の購入が全体の支出総額に占める割合はどのくらいあるのか。
 - ポイントのみで区分して集計していないため分からない。
 - マクロ的な観点からは、日本チェーンストア協会などの業界団体において、ポイントの利用状況についてデータを公表している。そういった情報も活用して、家計収支におけるポイントによる購入額が占める割合を事後的に検証することも可能ではないか。
 - 調査実施後の分析とはいえ、マクロとミクロの突合は非常に難しいのではないか。
 - マイレージで航空券を入手した場合のように、価格を調査対象世帯に調べてもらうのは負担が大きい。その結果として、当該事例が家計簿に記載してもらえない、把握から落ちる場合もあるのではないかと思う。集計上の処理が問題になってくるが、マイレージを何マイル、ポイントを何ポイント使用したというような記載で代替できないのか。
 - マイレージで航空チケットや交換するケースはポイント全体からすると特殊で、価格がある商品購買に現金と同様な使い方がされるのが一般である。使用したポイント数だけ捉えるのは調査の建て付けに影響する。
 - マイレージやポイントの利用した場合、実際のお金の支出はない。したがって、要するにディスカウントではないかという理解もできる。本調査では、ポイント分を擬制的に現金収入としてとらえ、それを現金支出して購入したとしているが、家計における実際のお金の動きとは齟齬が生じている。本調査に限らず、対応が難しいと考えている点である。
- ふるさと納税を行った場合、納税する一方で、商品を入手している。家計簿にはどのように記載するのか。

カ 「6 集計方法について」

- ・ 電子マネーの収支勘定について説明があったが、電子マネーのチャージと支出が月をまたいでも確認をしているのか。
 - 集計上の取扱いにあっては、電子マネーについての収支勘定を設け、チャージした月に使わなかった分は繰越金として翌月に計上している。
 - 支出の方が多かった場合、マイナスの繰越金を翌月に計上するということか。
 - その場合は、繰入金があったものとみなして集計する。

キ 家計簿の変更についてのまとめ

- ・ 今回申請された家計簿の様式変更については、家計収支のより的確な把握に向けた改善であるとともに、報告負担の軽減にも配慮されており、特段の異論は示されていない。
 - ただし、クレジットや電子マネーの利用拡大に付随して、ポイントの取扱いも重要な問題となっている。現状の取扱いも含め、再度整理の上、説明していただきたい。
 - このため、部会としての最終判断は、その後に行いたい。

(2) 新旧家計簿の並行使用

- ・ 並行使用に伴い、ギャップが発生した際に、どのような対応を予定しているか。
 - 本調査については、前年同月比が注目される。したがって、それにギャップが生じた場合には、補正した数値を公表する想定である。
- ・ 調査票の配り分けにあっても、ランダムサンプリングが維持されると考えてよい。
 - そのとおりである。
- ・ 標本替えに合わせて、新家計簿を導入するのではなく、平成30年1月に、以前から調査対象となっている世帯も含めて、新家計簿を導入するということか。
 - そのとおりである。
- ・ 現在計画されている方法では、平成30年1月に半数の世帯に新家計簿を導入し、31年1月に残る半数に新家計簿に導入することとされているが、その結果として、2回、ギャップが生じる可能性があるということではないか。
 - 1度に全ての調査対象世帯を新家計簿に切り替えた場合、補正するための情報が得られないことから、万が一、大きなギャップが発生した場合の対応が困難になる。
- ・ 毎月勤労統計調査の接続の問題においては、①統計を景気指標として見るときは、継続サンプルのみによる参考指標を作成して、その動きを見る一方、②統計を構造

統計として捉える場合には、「ギャップ修正」を行わず、新旧データをそのまま接続するという方法が提示されている。家計調査がミクロ統計であり、景気を見るための統計調査ではないことを考えると、一気に新家計簿に入れ替えて、ギャップが出たとしても新旧データをそのまま接続すると割り切ることも一つの考え方ではないか。

- ・ 標本替えにより生じるギャップと調査票の変更により生じるギャップは、性質が異なるものと考える。標本替えと合わせて新家計簿を導入するグループと従前から調査対象となっている世帯に新家計簿を導入するグループに分けて対応することにより、標本替えにより生じたギャップなのか、調査票の変更により生じたギャップなのかを区別して把握することが可能なのではないか。ただし、この場合、調査対象世帯数が少ないという問題がある。
 - 理想的には、調査票を並行使用する期間は、現状の調査票で8000世帯の調査を行う一方、新調査票も8000世帯で行い、オーバーラップさせたい。しかし、調査の実態として、これ以上調査対象世帯を増やせないという状況の下、そのような対応は困難である。
- ・ 新旧家計簿それぞれで集計をした結果は、公表することも必要ではないか。
 - 補正方法の検討やギャップが生じた理由を解説するため、新旧家計簿それぞれで集計は行い、仮にギャップ修正を行う場合はその説明をすることは必要であるが、家計調査の集計結果は、表数は多くはないものの表の一つ一つは詳細な区分の集計である。こうした詳細な集計を新旧で公表することは予定していない。
 - 新旧並行使用は、調査実施方法の大きな変更であり、情報を提供することが求められるのではないか。
 - 仮にギャップが生じたとき、それをどのように見るかは利用者の判断に委ねるというスタンスで、新旧家計簿それぞれの集計結果を公表してはいかがか。
 - 世帯の消費等の統計作成が調査の目的であり、新旧の家計簿はギャップが発生した場合に備えるために導入する統計技術上のツールとして考えているもの。それぞれの詳細な集計を統計として利用されることを目的としておらず、統計精度の観点からも誤解を与えかねない。
 - 今回予定されている新旧家計簿の並行使用自体については、様々な選択肢を総合的に判断した結果として、特段の異論はなかったと認識している。一方、集計結果の公表については、新旧家計簿を合算した集計結果のみ公表するのではなく、並行使用に関する情報提供を適宜図る必要があるのではないか。については、新旧家計簿それぞれの集計結果について、どのような情報提供が可能か再度整理していただきたい。

6 その他

本日の部会の審議結果については、平成28年12月5日（月）開催予定の部会の審議結

果と合わせて、12月16日（金）開催予定の統計委員会において報告されることとされた。

また、家計調査に関する次回の部会は、平成28年12月5日（月）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

（以 上）